

# 新型コロナウイルス感染症の 位置づけに関する緊急要望

我が国において新型コロナウイルス感染症は、これまで長期にわたり感染の波を繰り返し、医療体制のひっ迫や社会経済活動への深刻な影響を及ぼしてきた。

このような中、我々町村は、住民の命と健康を守るため、国、都道府県、都市自治体及び医療関係者等と連携してワクチン接種をはじめとした感染症対策に全力で取り組んできた。

今般、国においては、新型コロナウイルス感染症について、5月8日から感染症法の位置づけを季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更する対応方針を決定し、これまでの政策や措置を見直すこととしている。

法的な位置づけが変更された後においても、引き続き、感染状況や新たな変異株の発生等を慎重に見極めることが必要である。そして、今後の具体的な政策等の検討にあたっては、町村や医療機関等の現場における混乱や住民への不安を招くことがないよう、激変緩和に対する措置や十分な準備期間及び周知期間の確保等を講じることが重要である。

よって、国においては、以下の事項の実施・実現を図るよう緊急に要望する。

## 1. 新型コロナワクチン接種について

- (1) 接種控えを避けるため、当面の間は全額国費負担による特例臨時接種を継続すること。
- (2) 令和5年4月以降のワクチン接種については、接種の目的、対象者、回数等に係る対応方針を早期に示し、市町村による接種計画の策定や準備期間を十分確保できるよう、速やかに情報提供を行うこと。
- (3) 将来的に現行の臨時接種を定期接種に変更する場合には、都道府県や市町村、医療機関、事業者等における準備期間を十分に確保するとともに、接種等に係る費用について、必要な財政措置を講じること。

## 2. 医療提供体制等について

- (1) 5類移行に伴う医療提供体制の段階的移行の検討にあたっては、入院・外来・検査等に係るこれまでの国の支援措置について、診療機会や病床の確保、入院調整等に支障が生じることのないよう、関係者と十分協議し、必要な準備期間を確保したうえで、適切な時期に見直しを行うこと。
- (2) 5類移行後の救急搬送体制のひっ迫を回避するため、搬送先医療機関の調整を都道府県または保健所が行う仕組み等

を当分の間継続するとともに、傷病者を迅速に医療機関に救急搬送する体制を確保すること。

また、救急隊員の感染防止に要する経費等について、引き続き、必要な財政措置を講じること。

### 3. 今後の感染対策等について

- (1) 個人や事業者等がとるべき感染対策については、科学的根拠に基づき、今後も有効な対策を明確に示すとともに、周知徹底を図ること。
  
- (2) 教育現場、福祉施設や行政サービス窓口等におけるマスク着脱の判断に混乱が生じないように、それぞれの場面に応じたマスク着脱のガイドライン等を示し、十分に周知すること。

令和5年2月2日

全国町村会長 荒木泰臣